

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：諫早市

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.5%
全職員	66.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	105.5%
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	97.9%
本庁係長相当職	91.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.2%
31～35年	92.1%
26～30年	91.5%
21～25年	90.5%
16～20年	86.8%
11～15年	85.1%
6～10年	89.9%
1～5年	91.3%

【説明欄】

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は89.6%、住居手当の受給者に占める男性の割合は61.9%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	11.7%

【説明欄】

管理職 1 2 0 名のうち、女性管理職が 1 4 名となっている。
管理職登用比率は男性 20.5%、女性 3.9%である。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	10.3%
本庁課長相当職	12.3%
本庁課長補佐相当職	25.9%
本庁係長相当職	33.3%

【説明欄】

本庁部局長・次長相当職：男性 3 9 名、女性 4 名
本庁課長相当職：男性 8 1 名、女性 1 0 名
本庁課長補佐相当職：男性 1 0 8 名、女性 2 8 名
本庁係長相当職：男性 1 9 2 名、女性 6 4 名
今後も引き続き女性職員の割合の上昇に向けた取り組みを続けていく。

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合（令和 8 年度）

職名	合計	女性		男性	
	人数	人数	割合（%）	人数	割合（%）
事務職員	40	20	50.0	20	50.0
技術職員	7	2	28.6	5	71.4
保健師	3	3	100.0	0	0
保育士・幼稚園教諭	2	2	100.0	0	0
合計	52	27	51.9	25	48.1

Ⅴ 中途採用の男女別の実績

合計	女性		男性	
人数	人数	割合（%）	人数	割合（%）
26	12	46.2	14	53.8

Ⅵ 職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日現在）

職名	合計	女性		男性	
	人数	人数	割合（％）	人数	割合（％）
事務職員	636	266	41.8	370	58.2
技術職員	218	14	6.4	204	93.6
技能職員	2	1	50.0	1	50.0
保健師	32	32	100.0	0	0
管理栄養士	4	4	100.0	0	0
保育士	31	30	96.8	1	3.2
教員	4	4	100.0	0	0
指導主事	13	4	30.8	9	69.2
合計	940	355	37.8	585	62.2

Ⅶ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	70.4%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

職名	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0	0	0	0
1 週間以上 2 週間未満	0	0	0	0
2 週間以上 1 月以下	18	0	0	0
1 月超 3 月以下	2	1	0	1
3 月超 6 月以下	0	0	0	1
6 月超 9 月以下	0	1	0	0
9 月超 12 月以下	1	17	0	1
12 月超 24 月以下	0	1	0	0
24 月超	0	1	0	0

【説明欄】

育児休業取得促進のため、年度初めに庁内グループウェアの掲示板で仕事と育児・介護の両立支援制度について周知を図っている。また、男性の育児休業取得促進を図るため、子どもが生まれた男性職員と所属長に対し、あらためて「子育て・介護支援ハンドブック」を配布している。

VII 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.7 時間／月
内部部局等以外	7.1 時間／月

【説明欄】

時間外勤務を行っている割合は内部部局等（本庁）が 68.2%、内部部局等以外（出先機関）が 63.5%となっている。

時間外勤務の削減の取り組みとして、毎週水曜日の定時退庁の日や、大型連休・お盆の前後などに会議をしない期間を設けているほか、人員配置の適正化に努めている。

IX 職員の年次休暇等の取得日数の状況（各年1月～12月の平均取得日数）

区分	令和7年
常勤職員	12.3 日